

議案第7号

中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成25年条例第4号)の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成25年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。